

2024年度高田博・弘子奨学金募集要項

経済学部

本奨学金は、故 高田 博 名誉教授（1991 年中央大学経済学部教授定年退職）・弘子 夫人の篤志を尊重し、本学部に在籍する成績優秀な学生で、より深い研究のために大学院へ進学する学生の支援に資することを目的としています。大学院進学前に採用（内定）が決定し、大学院へ合格し、入学手続を完了後に奨学金を給付する制度です。

1. 出願資格

以下(1)から(4)の基準をすべて満たす本学部生。

- (1) 研究者を志す者。
 - (2) 2025 年度大学院研究科（大学院は国内外問わない）の修士課程（博士前期課程）へ進学予定の者。
 - (3) 2024 年 4 月 1 日時点、本学部に在学する学部生（前期休学者は除く）の者。
- ※秋卒業見込みの場合は、卒業時（9 月）までに大学院へ合格し、入学手続を完了している必要があります。手続日程が異なるため事前にご相談ください。
- (4) 2023 年度までの通算 GPA が『2.0』以上の者。

2. 給付奨学金の額及び給付の方法

- (1) 給付金額は、500,000円とします。
- (2) 給付奨学金は、給付奨学生が指定する銀行口座に振り込みます。

3. 給付期間 : 当該年度1回限りとします。

4. 採用内定者数 : 若干名

5. 出願期間・申請方法

出願期間 2024年4月1日（月）～4月18日（木）

申請方法 ①出願期間内にmanabaコース〔経済学部給付奨学金〕のアンケートより、出願のエントリーを行ってください。

https://room.chuo-u.ac.jp/ct/course_3406573

②manabaコースのアンケートにおいて出願のエントリーを行った後、「6. 出願書類」記載の書類を全て揃えて、出願期間内に経済学部事務室へ提出もしくは郵送（※郵送の場合は出願期日までに必着）してください。

〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 経済学部事務室奨学金担当

***出願書類の受領通知については、4月24日（水）にC plus登録のメールアドレスにお送りします（C plus内「お知らせ」にも掲載します）。**

6. 出願書類 **※以下3点を順番にホチキス止めの上、提出してください。**

(1) 口座振込依頼書

奨学生として採用となった場合に、奨学金の振込を希望する銀行口座を記入してください。

(2) 誓約書

「経済学部給付奨学金に関する取扱要領」を確認の上、記入して下さい。

* (1)、(2)については不採用となった場合、事務室にて責任を持って破棄いたします。

* (1)、(2)については manaba にてダウンロードできます。

<https://econ.r.chuo-u.ac.jp/scholarship/download/>

(3) C plus 成績照会画面のプリントアウト

7. 申請後の流れ

申請資格を満たし申請書類を不備なく提出した対象者につき、書類および面接審査の上、採用内定者を決定します。その後、大学院に合格し、入学手続を完了すると採用者となり、奨学金が給付されます。

①審査・内定（5月）

②合格証・入学手続完了書類提出（大学院への手続き完了後）

【書類提出期日2025年2月25日（火）】 …正式に本奨学金採用者となります。

※ 書類提出期日での提出が難しい場合はお問合せください。

※ 秋卒業の場合は、卒業までにすべての手続きを完了させてください。卒業後は在學生とはみなせませんので、本奨学金の給付対象外となります。

③採用者ガイダンスおよび懇親会（後日採用者宛にお知らせします）

④報告書提出（本奨学金受給1年後&修士課程or博士前期課程修了後）

8. 選考方法・日時

選考方法 書類審査ならびに面接審査（対面予定）

面接審査日 2024年5月8日（水）予定

詳細は、受領通知時にC plus登録のメールアドレスにお送りします（C plus内「お知らせ」にも掲載します）。

9. 選考結果の発表 2024年5月23日（木）発表予定

採否結果をC plus登録のメールアドレスにお送りします（C plus内「お知らせ」にも掲載します）。

10. 活動報告書

本奨学金受給者は、以下の通り、活動報告書を提出して頂きます。

・受給から1年後

・修士課程（博士前期課程）修了時

※詳細については、別途お知らせいたします。

11. 注意事項

(1) 給付奨学生は、資格を有する期間において、他の奨学金との併給を妨げません。

(2) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。

① 学則に違反したとき。

② 給付金の給付を辞退したとき。

③ 休学又は退学したとき。

④ 停学又は退学の処分を受けたとき。

⑤ 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき。

⑥ 活動報告書が提出されないとき

⑦ 経済学部給付奨学生等選考委員会が給付奨学生として適当でないと認めたとき。

(3) 給付奨学生の資格を失った者は、給付金を返還する必要があります。

【お問い合わせ先】

中央大学経済学部事務室 奨学金担当

TEL : 042-674-3317 MAIL : k-shougakukin-grp@g.chuo-u.ac.jp

経済学部高田博・弘子奨学金に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、経済学部を指定した故 高田 博 名誉教授（1991年中央大学経済学部教授定年退職）・弘子 夫人による寄付金を原資とし、本学部の成績優秀な学生が、より深い研究のために大学院へ進学ができるよう支援することを目的とし、その運用に関し必要な事項を定める。

(給付対象者)

第2条 本奨学金は、経済学部在籍する成績優秀な学生で、より深い研究のために大学院へ進出し、優れた研究者への発展に期待される者へ給付する。

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、高田博・弘子奨学金募金残高内とし、1件につき50万円を限度とする。

(給付の期間及び給付の方法)

第4条 給付の期間は、1年間とする。

2 給付の方法は、一括払いとし、経済学部特別給付奨学生（以下「特別給付奨学生」という。）が指定する銀行口座に振り込むものとする。ただし、必要に応じて分割給付することを妨げない。

(募集)

第5条 本奨学金の募集は公募とする。

(選考方法)

第6条 奨学生候補者の選考は、経済学部給付奨学生等選考委員会（以下「委員会」という。）が第7条に規定する選考基準を満たした者を選考し、委員会の議を経て教授会が決定する。

(選考基準)

第7条 本奨学金の選考基準は、委員会の議を経て、教授会が決定する。

(給付の申請)

第8条 本奨学金の給付を申請しようとする者は、所定の必要書類を指定された期日までに経済学部事務室を通じて、学部長に提出しなければならない。

(決定の手続)

第9条 奨学生は、第6条の規定により選考された者について、教授会が決定する。

2 前項で決定した事項については、本人にその旨を通知する。

(辞退の手続)

第10条 奨学生は、学部長に申し出て、本奨学金の給付を辞退することができる。

(資格の喪失の決定)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかの事由に該当するとき、その資格を喪失する。

- 一 前条の規定により、給付を辞退したとき
- 二 休学したとき
- 三 退学したとき
- 四 停学または退学の処分を受けたとき
- 五 申請書類に虚偽の記載をして給付を受けたことが判明したとき
- 六 第8条の必要書類に記載された計画が実施されていないことが判明したとき
- 七 活動報告書が提出されなかったとき

八 その他委員会が奨学生として適当でないと認めたとき

2 前項による資格の喪失は、委員会の議を経て、教授会がこれを決定する。

3 前項で決定した事項については、本人にその旨を通知する。

(給付の停止及び給付金の返還)

第12条 前条の規定に基づき、奨学生が資格を喪失したときは、本奨学金の給付を停止する。

2 前条の規定に基づき、奨学生の資格を喪失した者は、返還の通知を受けた日から起算して1年以内に、本奨学金を返還しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、教授会がやむを得ない事由があると認めるときは、委員会の議を経て、その全部または一部の返還を免除することができる。

(活動の報告)

第13条 奨学生は、本奨学金による活動の成果を、所定の方法により指定された期日までに学部長に報告しなければならない。

(事務所管)

第14条 本奨学金に関する事務は、経済学部事務室が所管する。

(細則)

第15条 本内規の実施のために必要な細則は、委員会が別に定めることができる。

附 則

この内規は、2021年1月20日から施行する。